

介護を行う労働者に係る通勤災害に関する裁判の判決について

I 事件の概要

原告が、退勤途中に、義父の介護のために、合理的な通勤経路の外にある義父宅に立ち寄り、介護を終えて帰宅する途中、原動付自転車と衝突し、休業を余儀なくされたために、通勤災害として、休業給付の支給を請求したが、不支給処分となったため、本件処分の取消しを請求したもの。

II 主な争点及び大阪高裁判決（H19. 4. 18）

① 主な争点

本件災害は通勤経路から逸脱した後に生じているが、義父の介護が労災保険法施行規則第8条第1号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当し、労災保険法第7条第3項ただし書きの要件を充たすか。

② 高裁判決の内容

不支給処分を取消（大阪地裁判決（H18. 4. 12）を維持）

（理由）

- ・ 義父は、身体の障害から介護は不可欠であり、また、同居者の帰宅が遅いため、原告が、勤務日のうち4日間程度、勤務先からの帰りに義父宅に寄り介護を行っていたことを踏まえると、介護行為は、原告又はその家族の衣、食、保健、衛生など家庭生活を営む上での必要な行為であったと認められ、労災保険法施行規則第8条第1号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に含まれる。
- ・ 原告が介護以外の行為に時間を割いたことは窺われず、1時間40分は介護のためのやむを得ない最小限度であり、また、5時間以上を要することがある透析療法が認められるのであれば、1時間40分を要した介護行為も「日用品の購入その他これに準ずる行為」と言える。
- ・ 労働政策審議会が全ての事象を議論することは困難であり、介護行為が「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するか否かは、たとえ審議会の議論を経ていないとしても、時代の変化に応じて、社会常識に照らして判断することは許される。

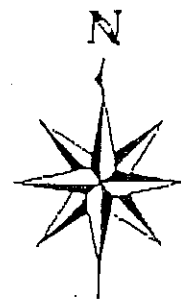
(参 考)

○ 原告（被災労働者）の主張

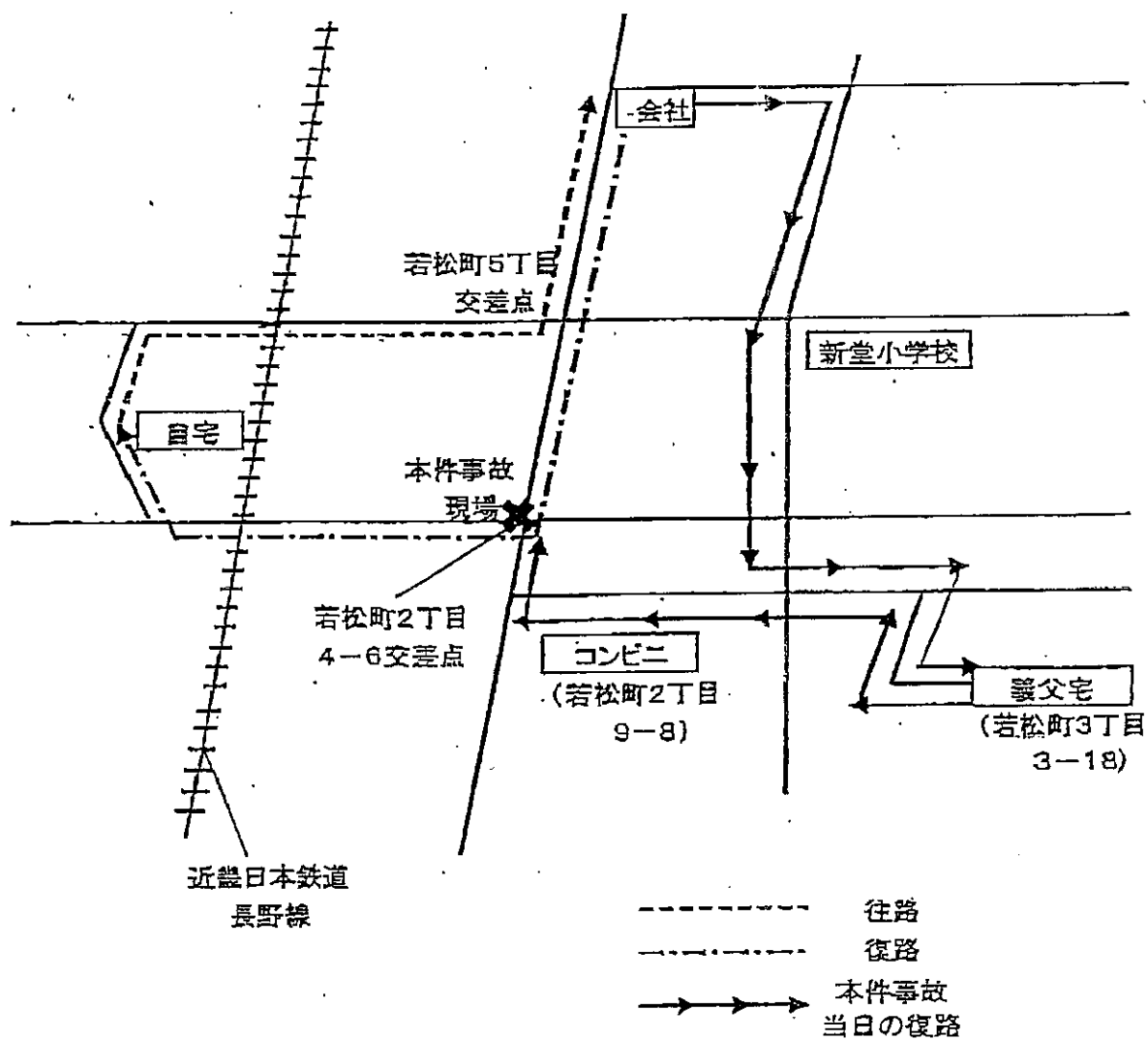
- ・ 労災保険法施行規則第 8 条第 1 号の趣旨は、本人又は家族の衣、食、保健、衛生等、家庭生活を営む上での必要な行為等につき例外を設けるというもの。
- ・ 原告の勤務の終了が夕刻であるため、義父の夕食の世話と入浴介助を行うには、退勤の途中で義父宅に立ち寄る必要があり、原告が退勤の途中で義父の介護のために義父宅に立ち寄ったことは、家庭生活を営む上で必要な行為と言えることから、労災保険法施行規則第 8 条第 1 号に該当。

○ 被告（国）の主張

- ・ 労災保険法施行規則第 8 条第 1 号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」は、労働者又はその家族の衣、食、保健、衛生など日常生活を営む上で必要な行為であるだけでは足りず、所要時間も短時間であるなど最小限度であって、日用品の購入と同程度と評価できるもの。
- ・ 労災保険法及び労災保険法施行規則の改正経緯を踏まえると、人工透析の治療等一定の時間を有するものは「日用品の購入その他これに準ずる行為」には当てはまらないことが前提であり、介護行為も内容が多岐にわたり、相当長時間を要することから当てはまらない。
- ・ 労災保険制度の制度設計は労働政策審議会の意見を踏まえて行われるが、介護行為が、「日用品の購入その他これに準ずる行為」に含まれるということは、当該審議会において一度も議論をされたことはなく、安易に拡大解釈し、保険給付の範囲を拡大することは、労災保険制度の制度設計の仕組みを破綻させる。



通勤経路図



○ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- 三 二次健康診断等給付

2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

- 一 住居と就業の場所との間の往復
- 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

3 労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）

（日常生活上必要な行為）

第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 二 職業訓練、学校教育法第一条 に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 三 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為